

## 山鹿市学校給食センター調理・配送業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本業務は、平成 31 年度から食育の観点、学校給食の質や安全性、行政運営の効率性などを総合的に検討し、民間のノウハウや専門性、柔軟性が期待でき、よりよい学校給食を実現するため民間事業者による給食調理業務の委託を実施している。

この要領は、山鹿市学校給食センター調理・配送業務委託業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が委託候補者の選定にあたって、当該業務を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき契約することを前提に、契約相手方をプロポーザル方式により選定することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 委託業務名 山鹿市学校給食センター調理・配送業務委託

### 3. 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（3 年間）

### 4. 委託業務の概要

- (1) 調理業務
- (2) 食材料管理業務
- (3) 施設・設備・配送車の清掃及び点検業務
- (4) 衛生管理業務
- (5) 労働安全衛生業務
- (6) 配送・配膳・回収業務
- (7) その他詳細は別紙「山鹿市学校給食センター調理・配送業務委託仕様書」による。

### 5. 委託料の提案上限額

¥ 2 3 3 , 0 3 7 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含まない 3 年間の総額）

ただし、この金額は契約予定額を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案見積金額はこの上限額を超えてはならないものとする。

### 6. 参加資格要件

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 山鹿市に一般競争（指名競争）入札の参加資格審査申請書を提出し、山鹿市一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 山鹿市契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 17 年告示第 122 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者にあつては、当該手続開始決定後に(1)に掲げる入札参加資格に係る随時の審査に基づく認定を受けている者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していない者であること。
- (6) 厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」、文部科学省制定の「学校給食衛生管理基準」等に基づき、委託業務を遂行できる者であること。
- (7) 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）に基づく生産物賠償責任保険に加入している者であること。
- (8) 過去 3 年以内に、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から起算して 2 年を経過していない者でないこと。
- (9) 熊本県内あるいは九州地区に本社又は支社（店）があること。
- (10) 国税及び本社又は支社（店）の所在地の地方税に未納がないこと。

#### 7. 実施に関するスケジュール（予定）

日 時	内 容
令和 6 年 8 月 26 日～	企画提案実施要領等の公表
～令和 6 年 9 月 6 日	プロポーザル参加表明書の提出期限
～令和 6 年 9 月 13 日	企画提案実施要領等に関する質問等締め切り
～令和 6 年 9 月 20 日	質問に対する最終回答
～令和 6 年 9 月 30 日	企画提案書類の提出期限
令和 6 年 10 月上旬	1 次審査（書面審査）
～令和 6 年 10 月上旬	1 次審査の結果通知・2 次審査への参加要請
令和 6 年 10 月 28 日	2 次審査（プレゼンテーションの実施）
令和 6 年 10 月 28 日	2 次審査（受託候補者を決定）
令和 6 年 11 月上旬～	参加事業者へ通知及び選考結果の公表
～令和 6 年 12 月 28 日	受託事業者を決定、業務内容協議
令和 7 年 1 月上旬	業務委託契約締結
令和 7 年 1 月上旬～	引き継ぎ業務開始
令和 7 年 4 月 1 日～	委託業務開始

## 8. プロポーザル参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加表明書（様式1）を令和6年9月6日までに電子データ（PDF様式）により電子メールに添付し送付すること。また、原本1部と添付書類は企画提案書等の提出期限までに郵送または持参すること。プロポーザル参加表明書の提出期限までに電子データの送信がない場合は参加の意思がないものとみなす。

## 9. 企画提案書等の提出

### 【提出書類】

- ① 様式1 プロポーザル参加表明書【1部】
- ② 定款、寄付行為、規約その他これに類する書類（写）【1部】
- ③ 登記事項証明書（全部事項証明）（写）【1部】
- ④ 国税・都道府県税・市町村税に未納がないことの証明書（写）【1部】
- ⑤ 事業者の経営状況を証明する書類（直近2か年の財務諸表） 貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）、財産目録、事業報告書【1部】
- ⑥ 事業者の概要・給食又は大量調理の実績がわかるもの【1部】

### 【企画提案書に関する提出書類】

- (1) 様式3 企画提案書【1部】
- (2) 様式4 学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書【10部】
- (3) 様式5 安全衛生管理に関する提案書【10部】
- (4) 様式6 業務実施体制に関する提案書【10部】
- (5) 様式7 調理業務従事者の教育に関する提案書【10部】
- (6) 様式8 危機管理に関する提案書【10部】
- (7) 様式9 受託者としての的確性に関する提案書【10部】
- (8) 様式10 経営状況及び業務実績に関する提案書【10部】
- (9) 様式11 その他独自の取組み等に関する提案書【10部】
- (10) 様式12 提案見積書【10部】
- (11) 様式13 提案見積に係る積算内訳書【10部】
- (12) 様式14 欠格事項確認書【1部】

### 【留意事項】

- ① 企画提案書作成様式はA4版・縦書き・横書き・左綴じで作成し、下段にページ番号を付すこと。既存書類等を添付する必要がある場合は、A3版折り込みも可とする。
- ② 添付書類を含め、A4版フラットファイルに綴じて提出すること。
- ③ 企画提案書に関する提出書類には、会社名及び会社名が特定されるようなマークや商品名等の記載をしないこと。
- ④ 企画提案書は、1社1案とし、PRしたいポイントや記載内容の理由・背景など提案趣旨を明確に示し、まとめること。
- ⑤ 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションへの参加に係る一切の費用については、参

加事業者の負担とする。

#### 10. 企画提案書等の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和6年9月30日(月)午後5時00分まで(必着)
- (2) 提出部数 10部(うち1部原本)
- (3) 提出方法 持参(休日及び時間外不可)又は郵送による。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故により、期限までに提出されなかった場合は失格とする。

- (4) 提出先 〒861-0331

山鹿市鹿本町来民1251番地1 山鹿市鹿本給食センター

T E L 0968-46-2613 F A X 0968-46-2614

メールアドレス [kkyucenter@city.yamaga.kumamoto.jp](mailto:kkyucenter@city.yamaga.kumamoto.jp)

#### 11. 選考の概要

- (1) 山鹿市学校給食センター調理・配送業務委託者選考委員会の設置

提案内容を審査するため「山鹿市学校給食センター調理・配送業務委託者選考委員会」を設置する。

- (2) 選考委員の構成

選考委員は、教育部長、教育部首席審議員、学校教育課長、菊鹿小学校校長(菊鹿給食センター運営委員会委員長)、鹿本中学校校長(鹿本給食センター運営委員会委員長)、山鹿小学校栄養士(栄養士代表)、三玉小学校調理師(調理師代表)とする。

- (3) 審査方法

- ①一次審査(書面審査)

・提案提出者が3社以下の場合は、1次審査は行わない。

- ②二次審査(プレゼンテーション)

・プレゼンテーション及びヒアリング等の内容を審査する。

- ③受託候補者の決定

・二次審査を行い、提案内容を公平公正に評価し、最も優れた提案を行った者を受託候補者として決定する。また、次点受託候補者も併せて決定する。

・参加事業者が1社のみの場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。

- ④受託候補者との協議

選考委員会において決定した受託候補者は、山鹿市と業務委託の仕様並びに価格を協議し、市の決定を受けることにより本業務受託事業者となる。ただし、受託候補者と協議が整わない場合、市は次点受託候補者と協議を行うものとする。

- ⑤選考審査基準

受託候補者の選考審査にあたっては別添「山鹿市学校給食センター調理・配送業務委託公募型プロポーザル審査基準」に基づき審査を行う。

⑥選考結果等の通知と公表

- ・一次審査後、参加者すべてに審査結果通知書を書面にて送付する。
- ・二次審査後、二次審査の参加者すべてに審査結果通知書を書面にて送付する。
- ・受託候補者決定後、受託候補者の名称等を山鹿市のホームページで公表する。

12. 二次審査（プレゼンテーション）

(1) 日時場所

令和6年10月28日（月）山鹿市役所 本庁 会議室

※詳細な時間場所等は別途通知する。

(2) 所要時間

- ・説明時間は25分以内とする。
- ・質疑応答は説明終了後、15分以内とする。

(3) その他

- ・出席者は提案者を含めて4名以内とする。
- ・提案は企画提案書に沿って説明を行うこと。
- ・提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- ・必要な機材（PCやケーブル等）は、提案者が準備すること。

※スクリーンとプロジェクターは山鹿市が準備する。（使用する場合は接続方法を事前確認すること。）

13. その他

(1) 企画提案書の取り扱い

- ① 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ② 提出された企画提案書は返却しない。
- ③ 著作権は、それぞれの企画提案者に帰属する。

(2) 失格条件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出期限内に企画提案書が提出されなかった場合。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- ④ プレゼンテーションに欠席した場合。
- ⑤ その他、選考委員会において不相当と認められた場合。